

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

令和4年5月10日
岩手ふるさと農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化に係る措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化法にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文は、別紙1「金融円滑化にかかる基本的方針」をご参照ください。

平成22年2月15日に公表しております。

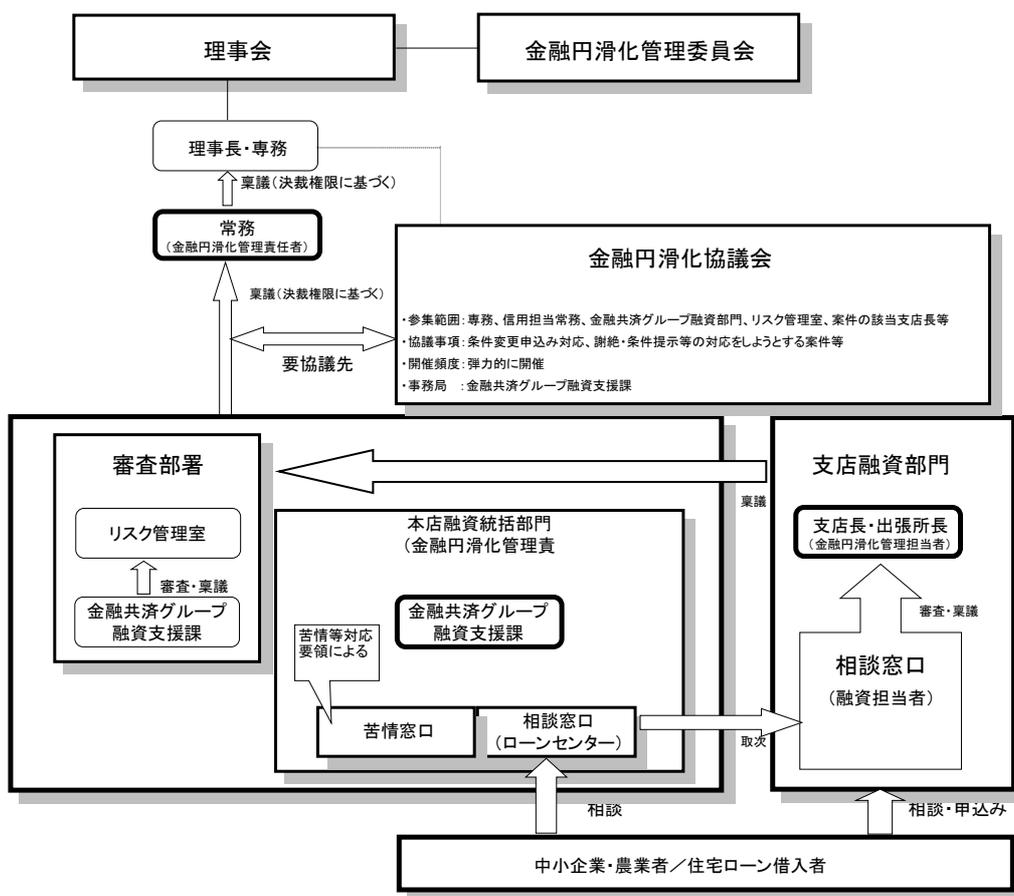
2 金融円滑化法に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1）理事長以下、関係役員等を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。

- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」とし、金融共済グループ融資支援課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融共済グループ融資支援課へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制(個別案件対応)(イメージ)



3 金融円滑化法にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を各支店に設置しているほか、ローンセンター・出張所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済グループ融資支援課に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融共済グループに連絡をし、金融共済グループと各支店等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
水沢支店	奥州市水沢東大通り一丁目 8 番 17 号	融資係	0197-23-4852
前沢支店	奥州市前沢字七日町裏 55 番地	〃	0197-56-2151
金ヶ崎支店	胆沢郡金ヶ崎町西根伊勢分 23 番地 5	〃	0197-42-2141
胆沢支店	奥州市胆沢小山字菅谷地 131 番地 1	〃	0197-47-0211
衣川出張所	奥州市衣川古戸 393 番地 4	〃	0197-52-3211
ローンセンター	奥州市水沢東大通り一丁目 8 番 17 号	窓口	0197-34-4018

(ご相談受付時間：9時～15時00分)

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融共済グループ融資支援課にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 0197-41-5202

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業について改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

- (1) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律」第7条に基づき、以下の通り開示します。
別表1、別表2、別表3および別表4のとおり
- (2) 「中小企業者に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末までに期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。
別表5、別表6、別表7および別表8のとおり

以上

金融円滑化にかかる基本的方針

当 J A 岩手ふるさと（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 金融円滑化管理委員会の設置

理事長以下、関係役員等を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融円滑化管理責任者の設置

信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 金融円滑化管理担当者の設置

各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月27日から施行する。

附則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

